

ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業実施要領

平成 21 年 7 月 3 日 21 自保第 76 号
 一部改正 平成 23 年 3 月 30 日 22 自保第 302 号
 一部改正 平成 25 年 4 月 1 日 25 自保第 81 号
 一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 自保第 25 号
 一部改正 平成 29 年 4 月 17 日 29 自保第 4 号
 一部改正 平成 30 年 3 月 28 日 29 自保第 361 号
 一部改正 平成 31 年 4 月 16 日 31 自保第 32 号
 一部改正 令和 3 年 4 月 1 日 3 自保第 34 号
 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 4 自保第 38 号
 最終改正 令和 6 年 4 月 1 日 6 自保第 29 号

(趣旨)

第 1 この要領は、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業を実施するため、補助金交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）及びふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第 2 この事業の事業主体（以下「補助事業者」という。）は、市町村並びに登山者の利用に供する宿舎、休憩所及び避難小屋等（以下「山小屋等」という。）を所有し経営管理する山小屋事業者の組織する団体（以下、山小屋関係団体という。）とする。

(補助対象)

第 3 要綱第 2 の表中 2 に規定する事業内容と補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 市町村に対する事業内容及び補助対象経費

事業区分	事業内容	補助対象経費
登山道及び登山道付帯施設の整備	1 木道、木橋の設置又は改修 2 土留め工の設置又は改修 3 石積み、ふとん籠の設置又は改修 4 階段の設置又は改修 5 鎖・梯子の設置又は改修 6 柵、安全ロープの設置又は改修 7 排水施設整備又は改修 8 標識・案内板の設置又は改修 9 その他地域振興局長（以下「局長」という。）が必要と認める事業	左記の事業の実施に直接必要な経費（調査・測量・設計に係る経費を除く）で下記に掲載する費用 1 材料費 2 工事請負費
高山植物の保護のための施設の整備	1 ニホンジカの食害を防ぐための柵の設置又は改修 2 登山者の踏み荒らしを防ぐための柵の設置又は改修 3 その他局長が必要と認める事業	

し尿処理に関する施設の整備	1 携帯トイレブース・携帯トイレ回収ボックスの設置又は改修	
	2 その他局長が必要と認める事業	

(2) 山小屋関係団体に対する事業内容及び補助対象経費

区分	事業内容	補助対象経費
登山道の維持・補修	1 木道、木橋の設置・補修 2 路体の整地 3 土留め工 4 石積み、ふとん籠工 5 階段工 6 鎖・梯子の設置・補修 7 柵、安全ロープの設置・補修 8 排水施設整備 9 その他局長が必要と認める事業	直接必要な経費（調査・測量・設計に係る経費を除く）で下記に掲載する費用 1 労務費 2 材料費 3 工事請負費 労務費は事業実施年度の4月1日時点で有効な「長野県建設工事等設計単価」で定める「普通作業員」の労務単価を一人一日当たりの単価として算出する
登山道付帯施設の維持・補修	1 植生保護のための人止め柵やロープの設置 2 植生復元ネットの設置 3 標識・案内板の設置・補修 4 その他局長が必要と認める事業	
高山植物の保護のための施設の整備	1 ニホンジカの食害を防ぐための柵の設置又は改修 2 登山者の踏み荒らしを防ぐための柵の設置又は改修 3 その他局長が必要と認める事業	

(事前準備)

第4 補助事業者は、事業の計画及び実行にあたり関連する事業計画との整合性を図ってこれら計画の変更等必要な手続きを行い、事業等の進捗よくに支障を来さないようにするとともに、予算措置及び関係法令等の許認可事務処理等の実行体制を整備するものとする。

(事業要望)

- 第5 環境部長（以下「部長」という。）は、毎年度、翌年度に実施する補助事業に係る要望調書の様式及び提出期限を定め、局長に通知する。
- 2 局長は、管内の事業主体に要望調書の作成を依頼する。
 - 3 補助事業者は、第4に掲げる各種計画及び要望調書を作成し、局長に提出する。
 - 4 局長は、提出された要望調書について必要な調査を行い、これを取りまとめて部長に提出する。
 - 5 部長は、提出された要望調書の内容を審査する。

(交付額の算定等)

第6 補助金の交付額は、次に掲げる式により算出するものとし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

$$\text{補助金の交付額（千円未満切捨て）} = \text{補助対象経費} \times \text{補助率}$$

なお、補助対象経費については、千円未満の端数の切り捨てをしないものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第 19 第 1 項又は第 2 項の規定による報告をするものとする。

（内示）

- 第 7 部長は、第 5 第 4 項に規定する要望調書に基づき、局長に内示するものとする。
 - 2 局長は、部長から内示があったときは、要綱第 4 第 3 項に規定する補助金交付申請書の提出期限を定め、様式第 1 号により事業主体に内示する。
 - 3 補助事業者は、やむを得ない事情により補助金交付決定前に補助を受けようとする事業に着手（以下「早期着手」という。）する必要があるときは、局長の内示後であって次の各号のいずれかに該当する場合に限り早期着手することができる。
 - （1）事業の性格上、実施期間に制約を受けるとき
 - （2）事業の実施に長期間を有するとき
 - （3）早期着手により増額防止が予想できるとき
 - （4）他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき
 - （5）災害その他やむを得ない事象によるとき
 - 4 前項について、補助事業者は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
 - 5 補助事業者は、早期着手を必要とするときは、様式第 1 - 2 号による早期着手協議書を局長に提出するものとする。
 - 6 局長は、前項に規定する協議があったときは、様式第 1 - 3 号により速やかに部長に協議するものとする。
 - 7 部長は、前項に規定する協議があり、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、様式第 1 - 4 号により同意するものとする。
 - 8 局長は、前項に規定する同意があったときは、以下の条件を付して補助事業者に対し様式第 1 - 5 号により承認するものとする。
 - （1）補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は、補助事業者が負うこと。
 - （2）事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のときに変更することがあること。

（補助金の交付申請）

- 第 8 補助事業者は、局長から補助金の内示を受けたときは、概ね 1 か月以内に様式第 2 号によりふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付申請書を局長に提出するものとする。
 - 2 局長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助条件を付して様式第 3 号により補助金の交付決定の通知をするものとする。
 - 3 要綱第 4 の 2 に規定する関係書類のうち、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業計画書は様式第 4 号（市町村補助分）、または様式第 4 - 2 号（山小屋関係団体補助分）によるものとし、併せてふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業収支予算書は様式第 5 号（市町村補助分）、または様式第 5 - 2 号（山小屋関係団体補助分）によるものとする。
 - 4 補助事業者は、局長の指定する期限までにふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付申請書を提出できないときは、様式第 2 - 3 号により申請書提出の延期届を局長に提出するものとする。

(事業の変更)

- 第9 補助事業者は、要綱第5の1号に規定する補助金の額及び補助事業の内容を変更する必要があるときは、様式第6号によるふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金変更交付申請書を局長に提出するものとし、添付書類は第8の2の規定に準ずるものとする。
- 2 局長は、前項に規定する変更交付申請書の提出があったときは、様式第6-2号により部長に協議するものとし、添付書類は第8の2の規定に準ずるものとする。
- 3 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは様式6-3号により同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。
- 4 局長は、前項に規定する同意があったときは、事業主体に対し承認し、様式第7号により補助金の変更交付決定の通知をするものとし、必要に応じて様式第8号により変更内示を行うものとする。
- 5 要綱第3第1号に規定する軽微な変更とは、以下に掲げるもの以外をいう。
- (1) 事業実施路線(箇所)の変更
 - (2) 事業区分の変更
 - (3) 事業箇所ごとの補助対象経費の30%を超える変更。ただし、次の場合を除く。
 - ア 入札及び見積による契約額の確定に基づく減額
 - イ 交付決定した補助対象経費の範囲内における増額及び減額
 - (4) 完了予定期日の延長

(変更承認申請)

- 第10 補助事業者は、要綱第5第2号に規定する事業の中止(廃止、実施箇所変更、完了期限延長)をする必要があるときは、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業中止(廃止、完了期限延長)承認申請書を、様式第9号(市町村補助分)または様式第9-2号(山小屋関係団体補助分)により局長に提出するものとする。
- なお、添付書類は第4の2の規定に準じるものとする。
- 2 局長は、前項に規定する中止(廃止、実施箇所変更、完了期限延長)承認申請書の提出があったときは、様式第9-3号により部長に協議するものとする。
- 3 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、様式9-4号により同意するものとする。
- 4 局長は、前項に規定する同意があったときは、補助事業者に対し様式第10号により承認するものとする。

(申請取下書)

- 第11 補助事業者は、要綱第6に規定する申請の取下げをする必要があるときは、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付申請取下書を、様式第11号により局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは様式第11-2号により部長と協議するものとする。
- 3 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、様式11-3号により同意するものとする。
- 4 局長は、前項に規定する同意があったときは、補助事業者に対し様式第11-3号により承認するものとする。

(状況報告)

- 第12 補助事業者は、要綱第7に規定する状況報告について、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業遂行状況報告書を、以下に掲げる日までに様式第12号(市町村補助分)、または様式第12

ー 2号（山小屋関係団体補助分）により局長に報告するものとする。

- (1) 工事等の契約（補助金額の変更を伴う変更契約を含む）締結日の翌日から起算して14日以内
- (2) その他部長の指示する日

2 局長は、前項に規定する報告があったときは、速やかに様式第12-3号により部長に提出する。

なお、前項（1）に規定する報告書の提出にあつては、契約書の写し等を添付するものとする。

（実績報告）

第13 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに様式第2号によるふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業実績報告書を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項に規定する実績報告書の提出があったときは、以下により調査する。

- (1) 局長は、調査員を指定し次の事項について調査を行う。

ア 補助対象工事の出来形の調査

イ 補助事業の実務及び補助金の収入・支出に関する証拠書類の調査

- (2) 調査員は、前号の調査をしたときは、局長あて調査復命書により調査結果を報告する。

- (3) 局長は、前項に規定する調査復命書に基づき、事業内容に改善すべき内容があったときは、補助事業者には是正の措置をとるよう指導し、調査員に再調査を命ずる。

2 要綱第8第2項に規定する関係書類のうち、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業実績書は様式第4号（市町村補助分）または様式第4-2号（山小屋関係団体補助分）によるものとする。

また、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業収支精算書は様式第5号（市町村補助分）または様式第5-2号（山小屋関係団体補助）によるものとする。

3 要綱第8第3項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日以内、または補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第14 局長は、第13第2項に規定する調査の結果に基づき、補助金の額の確定をするものとする。

2 局長は、前項の規定による補助金の額の確定をしたときは、様式第13号により補助事業者に通知するものとする。

3 局長は、第1項に規定する補助金の額の確定をしたときは、第13第1項に規定する実績報告書の写しに、同第2項に規定する調査復命書の写しを付して、速やかに様式第13-2号により部長に提出する。

（補助金の交付請求）

第15 補助事業者は、要綱第9に規定する補助金交付の請求を行おうとするときは、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付請求書を、様式第14号により局長に提出するものとする。

（財産処分等承認申請）

第16 補助事業者は、要綱第10に規定する財産を補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用または担保に供しようとする（以下、「財産処分」という）ときは、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全補助金により取得した施設に係る財産処分承認申請書を、様式第15号により局長を経由して知事に提出するものとする。

2 局長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、意見を付して様式第15-2号により部長に進達する。

3 部長は、前項に規定する進達があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者及び局長に通知する。

4 補助事業者は、前項の通知があったときは、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金

- により取得した施設に係る財産処分報告書を、様式第 16 号により局長に提出するものとする。
- 5 局長は、前項の報告が提出されたときは、処分の状況を確認・調査し、その調査復命書を作成し、部長に進達するものとする。
 - 6 部長は、前項に規定する進達があり、補助金の返還が必要なときは、その返還を命ずる。

(補助金返還)

- 第 17 補助事業者は、規則第 16 条第 3 項に規定する返還期限延長を申請するときは、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金返還期限延長申請書を、様式第 17 号により、局長に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、規則第 16 条第 3 項に規定する返還請求取消しを申請するときは、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金返還請求取消申請書を、様式第 18 号により、局長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 規則第 17 条第 7 項の規定による加算金及び延滞金の免除の申請は、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金返還請求に係る加算金（延滞金）免除申請書を、様式第 19 号により、局長を経由して知事に提出するものとする。
- 4 局長は、前各項の申請があったときは、その内容を審査し、やむを得ないものと認める場合は、意見を付して部長に進達するものとする。

(補助金調書)

- 第 18 要綱第 3 第 6 号に規定するふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金調書は、様式第 20 号によるものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

- 第 19 第 6 第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
- 2 第 6 第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第 1 項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第 21-1 号）により、局長を経由して速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により局長を経由して知事に報告するものとする。
- 3 局長は、第 2 項に規定する報告があったときは、速やかに様式 21-2 号により部長に提出する。

附則

- この要領は平成 29 年 4 月 17 日から施行する。
- この要領は平成 30 年 3 月 28 日から施行する。
- この要領は平成 31 年 4 月 16 日から施行する。
- この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。